

議会改革検討小委員会作業部会 次 第

日時：令和5年2月2日(木)
全員協議会終了後
場所：議会運営委員会室

- 1 開 会
- 2 「その他 I C T ツール」の導入について
- 3 令和4年度の試行の検証について
- 4 I C T セキュリティ研修について
- 5 情報端末機器に係るガイドラインについて
- 6 その他
- 7 閉 会

その他 I C T ツールの導入に向けた調査結果について

1 日 時 令和 5 年 1 月 30 日 (月) 午前 11 時～午前 11 時 50 分

2 調査方法

- ・ グループウェア「サイボウズ Office」の概要についてオンラインで説明を聴取
- ・ 説明者：
サイボウズ株式会社 営業本部 担当者

3 概 要

(1) 事業者からの説明

① 製品の特徴

- ・ スケジュールや掲示板、メッセージなど組織内で情報を共有するための機能が多数揃っている。
- ・ 各ユーザーが必要な機能だけを選んで使用することができる。
- ・ 自分の関係する情報の更新を 1 画面で確認することができ、画面の構成も自由にカスタマイズできる。

② スケジュール機能について

- ・ スケジュール表が表示されるほか、自身に関係する最新情報についてもホーム画面で確認できる。
- ・ 他のメンバーのスケジュールも把握することができ、グループウェア上で日程調整も行える。

③ 災害時の安否確認機能について

- ・ 各メンバーの状況について一覧に表示することができる。
- ・ メールや電話など他のツールから入手した情報についても、コメント機能を活用し共有することができる。

(2) 主な質疑

- グループウェアのストレージはどの程度か
→ 5GB×ユーザー数となる（増設可能）。
- 機能が統合されたグループウェアを導入することのメリットは何か
→ 自分が関係する情報について漏れなく把握することができる。
- 他の議会ではどのように利用されているのか、ICTに不慣れな議員に対する運用はどうなっているのか。
→ 例えば、茨城県の稲敷市議会ではスケジュールとファイル管理で使用し事務局の負担を大幅に低減している。
また、ICTに不慣れな議員についても簡単に扱えるシステムとなっているが、導入に当たっては、浸透のためには操作説明会などが必要となってくると考える。
- 費用はどの程度が見込まれるのか
→ 月額800円（税抜）×ユーザー数となる。
- 端末の互換性はどうか。
→ PCの他、アプリでスマートフォン、タブレットでも使用可能、アプリには最新情報のポップアップ機能もある。

令和4年度 ペーパーレス委員会等の試行実施の取組について（実績）

議会運営委員会の「京都府議会 ICT利活用推進・実施計画の進行に関すること」の答申を踏まえ、下記のとおり実施した。

記

○全ての常任・特別（予算・決算・総合計画を含む）委員会（正副委員長会等を含む）においてペーパーレス委員会として運営

○紙資料の更なる削減

※執行部の紙資料納品部数（常任委員会）

R2：32部 → R3：16部 → R4：2部

・新たに紙資料の配付を廃止

対象者	資料閲覧の方法	備考
会派	SideBooks	必要に応じ、会派で印刷対応
府政記者		
傍聴・モニター	府議会ホームページ(※)	希望者には紙で配付（実績なし）

(※)参考人の略歴及び説明資料については掲載せず（個人情報、著作権等）

○資料閲覧用モニターの設置の試行

・情報端末を使用しない理事者が資料を確認するためのモニターを順次試行的に設置。（各常任委員会（1回ずつ）及び予算・決算・総合計画特別委員会の書面審査において設置。）

○委員会等の開催通知の原則メール化

○常任・特別委員会以外の各会議における試行

- ・議会運営委員会理事会（実績：1回）
- ・理事調整会議（実績：1回）
- ・広報広聴会議（実績：3回）
- ・関西広域連携協議会（実績：3回）
- ・議会改革検討小委員会（実績：4回）
- ・同作業部会（実績：8回）

（実績は令和5年1月末時点）

○その他

・下記資料を SideBooks に格納

- ・招集日配付の委員会における主な報告事項（重要な案件）
- ・委員会審議の充実に資する資料（重点目標、議決対象となる計画等）
- ・管内外調査資料のデータ

・警察本部への、議会事務局保有の予備のタブレット端末の貸与

（セキュリティ上の観点からモバイル端末を保有していないため）

・システムの使用状況 2.8GB／契約上限11GB（令和4年12月現在）

令和4年度 ペーパーレス委員会等の試行実施に係る調査結果について

1 議員アンケート結果について

- 端末操作、常任・特別委員会の運営については、ともに問題がなかったが8割以上
- 予算・決算・特別委員会の分量の多い資料については、電子で閲覧と紙で閲覧がほぼ同数、紙資料の継続・廃止についても双方の意見がほぼ同数

2 執行部アンケート結果について

- システムの操作、説明、答弁について問題があったとしている部局はない。
- 理事者用のモニター設置については、継続希望と不要の意見が同数

3 事務局意見まとめについて

- 委員会のペーパーレス化については事務負担の軽減効果等メリットが大きいとする意見がある一方、正副委員長会・正副幹事協議会についてはメリットを感じないという意見があった。

4 委員会の記者用資料のペーパーレス化について

- 記者クラブ加盟6社の回答結果
 - ・ 全く問題がなかった：4社
 - ・ 概ね問題がなかった：2社

議会運営委員会資料の電子提供の希望
端末不調時の予備紙資料の希望

5 正副委員長会のペーパーレス会議システムの使用について

- 常任・特別委員会の正副委員長30名からの聞き取り結果
 - ・ 全く問題がなかった：28名
 - ・ 概ね問題がなかった：2名（通信が不安定。電源に不安。冒頭に繋がりにくい）

ICTセキュリティ研修振り返りアンケートの結果まとめ

(回答者：27名)

○ 今回の研修について

全ての動画において、視聴した議員の大半は「大いに役立つ」「役立つ」との回答であった。

Q1～7 動画は今後の議会・議員活動に役立つものでしたか。

① 「妻からのメッセージ ～テレワークのセキュリティ～」

(視聴：22名)

ア. 大いに役立つ	7名
イ. 役立つ	14名
ウ. なんともいえない	1名

② 「あなたのパスワードは大丈夫？～インターネットサービスの不正ログイン対策～」

(視聴：20名)

ア. 大いに役立つ	6名
イ. 役立つ	12名
ウ. なんともいえない	2名

③ 「陽だまり家族とパスワード～自分を守る3つのポイント～」

(視聴：17名)

ア. 大いに役立つ	4名
イ. 役立つ	11名
ウ. なんともいえない	2名

④ 「あなたの組織が狙われている！～標的型攻撃 その脅威と対策～」

(視聴：18名)

ア. 大いに役立つ	5名
イ. 役立つ	13名
ウ. なんともいえない	0名

⑤ 「そのメール本当に信用してもいいんですか？～標的型サイバー攻撃メールの手口と対策～」

(視聴：16名)

ア. 大いに役立つ	6名
イ. 役立つ	10名
ウ. なんともいえない	0名

⑥ 「大丈夫？あなたのスマートフォンー安心・安全のためのセキュリティー」

(視聴：20名)

ア. 大いに役立つ	7名
イ. 役立つ	12名
ウ. なんともいえない	1名

⑦ 「あなたのスマートフォン、ウイルスが狙っている！」

(視聴：21名)

ア. 大いに役立つ	8名
イ. 役立つ	13名
ウ. なんともいえない	0名

○ 今後の研修について

- ・ 半数以上が「毎年、動画研修の案内を送ってほしい」との回答であった。
- ・ 今後の研修方式については、集合研修と体験型研修を希望する回答が同数であった。

Q 8 今後も社会状況や議員の希望等の必要に応じ内容を変更しながら、動画研修を御案内することについて、御意見をお聞かせください。

ア. 毎年、動画研修の案内を送ってほしい	18名
イ. 任期開始年度に（4年に1回）案内を送ってほしい	7名
ウ. 今後は案内を送る必要はない	2名
エ. その他	0名

Q 9 今回の動画研修以外に、今後どのような方式の研修を受講したいと思われませんか。

ア. 令和3年度に実施したような、ICTセキュリティ全般に関する集合研修	11名
イ. 実際に端末を操作する体験型研修	11名
ウ. その他	5名

《その他意見》

- ・ 分かりやすく、自分のペースでの受講ができることから、動画による研修が望ましい。
- ・ インターネットによる受講を希望する。

Q10 今後、セキュリティ研修において希望されるテーマその他の研修に関する御意見等がございましたら、御記入願います。

《主な意見》

- ・ ノートパソコンやスマートフォンなどの機器を持ち込んでの研修で、研修終了後に各自相談できれば有難い。
- ・ 動画でできなくもないが、わかりやすく要点を教えて下さるとありがたい。
- ・ 用語そのものが難しい。
- ・ ウイルスソフトの重要性や、どのように使えるのかも、教えて欲しい。
- ・ 最新のセキュリティソフトなどの情報提供をお願いしたい。
- ・ 不正事案が日々変化することから、常に最新の情報を提供する方法での実施を希望する。

委員会における情報端末機器使用の試行実施について

平成30年度からの委員会における情報端末機器の使用については、下記により試行実施する。

項目	内容	備考
1 目的	情報端末の活用により、会議における審議の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。	
2 対象者	出席議員及び出席要求理事者（補助職員を含む。）	
3 対象機器	次に掲げる情報端末（インターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）とする。 (1) タブレット端末 (2) ノートパソコン (3) スマートフォン	従来型の携帯電話は対象としない。
4 対象とする会議	(1) 委員会 (2) 京都府議会会議規則に規定する協議等の場	本会議は対象としない。
5 対象とする行為	(1) あらかじめ情報端末又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧 (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索 (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用	
6 注意事項	<p>情報端末を使用する者は、次に掲げる注意事項を遵守すること。また、委員長又は主宰者は、議事運営の支障が生じないように、必要な注意喚起を行う等により、この注意事項を遵守させること。</p> <p>(1) 次に掲げる情報端末の使用は、認められないこと。 ア 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信 イ 議事に関係のない使用その他目的に照らして必要のない使用 ウ 議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他府民の目から見て疑念が生じるような使用 エ 委員長又は主宰者が使用を認めないこととしている場面での使用</p> <p>(2) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないように配慮すること。なお、緊急速報メールの受信音が鳴った場合は、委員長又は主宰者はその内容について確認を行うことがある。</p> <p>(3) 委員長又は主宰者の許可なく、会議を撮影し、録音し、又は録画しないこと。</p> <p>(4) 電源は、バッテリー対応と、インターネットへの接続は、SIM接続のLTE対応とし、必要な附属機器の準備及び使用は、使用者の責任で行うこと。</p>	

※ 管内調査・管外調査での情報端末の使用については、議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他説明者の信頼を損なうような使用等をするものがないように、使用者は十分に注意するとともに、委員長等は、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起を行う等により、注意事項を遵守させる。

京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン（案）

第1 ガイドラインの趣旨

○ 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
 - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
 - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
 - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）
*及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。

※ 次の情報端末機器を含む。

- ・ 日常的に使用してはいるが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
- ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
- ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にならない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないように適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
 - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
 - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
 - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
 - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、本会議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧
 - (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索
 - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用
 - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
 - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない情報端末機器の使用
 - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
 - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
 - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面での情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努めるものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚起等を行うものとする。

第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないように、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

第10 その他

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、速やかに議会アプリから必要な資料のダウンロードをすることを促した上で、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和 年 月 日から施行する。